

# 人事委員會事務局



## 1 人事委員会の構成及び運営

地方公務員法（以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市（地方自治法第252条の19第1項）は、条例で人事委員会を置くものとされている。

当人事委員会は、昭和26年6月12日「神奈川県人事委員会設置条例（昭和26年神奈川県条例第37号）」に基づき設置され、3人の委員（いずれも非常勤）をもって構成されている。人事委員会の会議は原則として毎週水曜日に開催することとされている。

### [委員名簿]

職名	氏名	任期	就任年月日	備考
委員長	小池治	4年	令和3年 7月26日	横浜国立大学名誉教授 (委員長就任 ：令和3年7月28日) (1期目)
委員	岩田恭子	4年	平成27年 7月19日	弁護士(2期目)
委員	浜辺浩章	4年	平成30年 7月10日	元神奈川県労働委員会 事務局長(2期目)

## 2 人事委員会の権限

法第8条の規定により、処理することとされている主な事務は、次のとおりである。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関する事を管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度、その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (5) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。

- (6) 職員の給与が法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (7) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (8) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (9) 職員の苦情を処理すること。
- (10) その他法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

### 3 人事委員会事務局の分掌事務

#### 総務課

- (1) 神奈川県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の会議に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 事務局の事務の総合調整に関すること。
- (4) 文書の収受、審査、発送、編集及び保存に関すること。
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の施行に関すること。
- (6) 神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号）の施行に関すること。
- (7) 規則案、告示案等の審査に関すること。
- (8) 事務局の予算及び決算に関すること。
- (9) 事務局の物品の調達及び管理に関すること。
- (10) 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事、研修及び厚生福利に関すること。
- (11) 国又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること。
- (12) 人事制度の総合的調査研究に関すること。
- (13) 研修及び人事評価に関すること。
- (14) 競争試験及び選考に関すること。
- (15) その他他課の主管に属しないこと。

#### 給与公平課

- (1) 給料、諸手当その他の給与及び旅費に関すること。
- (2) 給料表の適否についての報告及び勧告に関すること。
- (3) 給与の支払監理に関すること。

- (4) 厚生福利制度に関すること。
- (5) 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (6) 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
- (7) 分限、懲戒及び服務に関すること。
- (8) 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- (9) 職員の苦情相談の総括に関すること。
- (10) 退職管理に関すること。
- (11) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関すること。
- (12) 勤務時間、休暇その他の勤務条件に関すること。
- (13) 職員団体等に関すること。
- (14) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (15) 公公平事務受託地方公共団体との連絡に関すること。

#### 4 職員の配置状況

令和5年6月1日現在

区分	職員数
総務課	19 ①
給与公平課	13 (2) ①
合計	32 (2) ②

注1 一般職常勤職員（臨時の任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載

2 ( ) 内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

#### 5 事務事業の概要

##### (1) 任用関係事務

法第8条、第15条から第21条の2、第21条の4及び第22条から第22条の3並びに職員の任用に関する規則等に基づき、職員の任用業務を行うとともに、社会経済情勢の変化や行政需要の多様化・高度化に対応した採用試験の在り方など、任用制度について研究を行っている。

##### ア 職員の採用に関する事務

職員の採用については、競争試験としてI種・III種、免許資格職等の採用試験を実施し、競争試験によりがたい学芸員等の職種については、採用選考を実施している。なお、採用試験の実施に当たっては、受験者数の増加を図り、より多彩な職員を確保するため、インターネ

ットによる情報提供のほか、説明会の開催など、幅広く効果的な募集広報活動に努めている。

イ 職員の昇任等に関する事務

職員の昇任に関する選考のほか、臨時的任用の承認を行っている。

(2) 給与関係事務

ア 給与についての報告・勧告に関する事務

法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び民間給与の実態、生計費等の状況、国家公務員給与の状況等について調査及び研究を行い、県議会及び知事に対し、給与に関する報告・勧告を行っている。

イ 給与制度の運用等に関する事務

職員の給与関係条例の制定及び改廃に際して、県議会に意見を申し出るほか、給与改定その他の情勢に対応して、これらの条例の実施に必要な人事委員会規則及び同規則の運用通知の制定及び改廃を行うとともに、その実施の確保に必要な解釈、指導、調査等を行い、給与制度の適正な運用を図っている。

(3) 勤務時間、休暇等関係事務

ア 勤務条件についての報告・勧告に関する事務

法第8条の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する制度について調査及び研究を行い、県議会及び知事に対して報告・勧告を行っている。

イ 勤務条件に関する制度の運用等に関する事務

職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する条例の制定及び改廃に際して、県議会に意見を申し出るほか、これらの条例の実施に必要な人事委員会規則及び同規則の運用通知の制定及び改廃を行うとともに、その実施の確保に必要な解釈、指導等を行い、勤務条件に関する制度の適切な運用を図っている。

(4) 公平審査関係事務

法第49条から第51条までの規定に基づき、職員に対する不利益な処分についての審査請求の審査を、また、法第46条から第48条までの規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求の審査を行っている。

(5) 職員団体関係事務

法第52条の規定に基づき管理職員等の範囲を定めるとともに、法第53条の規定に基づき職員団体の登録を行っている。

(6) 労働基準監督機関関係事務

法第58条第5項の規定に基づき、県の非現業職員に対し、労働基準監

督機関としての職権を行使している。

(7) 市町村等公平事務受託関係事務

法第7条第4項の規定に基づき、県内5市13町1村9一部事務組合1広域連合から、公平委員会事務を受託している。

(8) 退職手当の支給制限等の処分に関する審査事務

職員の退職手当に関する条例第18条第1項等の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について任命権者の求めに応じて審査し、意見の申出を行っている。

(9) 職員の苦情相談関係事務

法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情について、助言等の必要な措置を執るなどの処理を行っている。

(10) 働きかけ規制違反に関する監視等事務

法第38条の4第2項の規定に基づき、再就職者が現職職員に対して職務上の行為をするように要求する等の行為に関して任命権者が行う調査の経過について報告を求めるなど、再就職者による働きかけ規制違反に関する監視業務等を行っている。

## 6 予算の概要

(一般会計)

歳 入

(単位 千円)

款	項	目	節	予算額
諸 収 入				1,579
	受 託 事 業 收 入			1,449
		總務受託 事業収入		1,449
		人事委員会費 受託事業収入		1,449
	立 替 收 入			130
		總務 立替収入		130
		人事委員会費 立替収入		130

歳 出

(単位 千円)

款	項	目	事業名	予算額
総務費				345,065
	人事委員会費			345,065
		委員会費		6,437
		1 委員報酬		6,141
		2 委員会費		296
		事務局費		338,628
		1 給与費		313,782
		2 職員募集並びに 試験実施費		17,550
		3 事務局費		7,296